

第 32 期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年3月18日（金曜日）午前10時
受付開始 午前9時30分

開催場所

山口県周南市築港町8-33
ホテルサンルート徳山
別館3階 銀河の間

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）6名選任の件

目次

第32期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
連結計算書類	20
計算書類	23
監査報告書	27
株主総会参考書類	33

(証券コード 3047)
2022年3月1日

株 主 各 位

山口県下松市生野屋南三丁目3番40号
株式会社 T R U C K - O N E
代表取締役社長 小 川 雄 也

第32期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第32期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様の健康状態に関わらず、ご来場をお控えいただき、書面による事前の議決権行使を行っていただくようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年3月17日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月18日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 山口県周南市築港町8-33
ホテルサンルート徳山 別館3階 銀河の間
3. 会議の目的事項
報 告 事 項
 1. 第32期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第32期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）6名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.truck-one.com>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」は、本招集ご通知添付書類とともに、会計監査人及び監査等委員会の監査対象となっております。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

本年の定時株主総会におきましても、昨年同様ご出席の株主様へのお土産はご用意いたしておりませんので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

事業報告

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種が進み、景気に持ち直しの動きがみられるものの、新たな変異株の発生により未だ感染再拡大のリスクは解消されず、依然として先行きは不透明な状況が続いております。このような状況の下、当社グループの主力事業である商用車関連事業は、半導体不足等の影響により、新車の生産量の減少や、納車の遅れが発生し、中古車の需要が拡大したことにより増収増益となりました。運送関連事業につきましても、子会社である株式会社T.L.Gと丸進運油株式会社がっており、売上高は横這いであるものの、車両の入れ替えに伴う費用の増加や原油価格の高騰の影響等により、増収減益となりました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績としては、売上高5,997,535千円（前期比26.5%増）、営業利益85,712千円（前期比143.1%増）、経常利益98,684千円（前期比114.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益69,337千円（前期比198.4%増）となりました。

セグメントごとの業績は以下のとおりであります。

①商用車関連事業

半導体不足等の影響で中古車の需要が拡大し、国内での販売は堅調に推移いたしました。海外での販売においては、依然、新型コロナウイルス感染症やコンテナ不足等の影響により伸び悩んでいるものの、行動規制の緩和等、僅かばかり持ち直してきたことにより、商用車関連事業の売上高は5,193,930千円（前期比30.3%増）、セグメント利益は69,113千円（前期比129.3%増）となりました。

②運送関連事業

車両の入れ替えに伴う費用の増加や、原油価格の高騰、また、原油価格高騰分の価格転嫁が図れなかったことにより、売上高は803,605千円（前期比6.8%増）、セグメント利益は14,280千円（前期比52.4%減）となりました。

(2) 対処すべき課題

当社が今後取り組む対処すべき課題は、以下のとおりであります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、景気の不透明感が続くと予想され、当社グループにつきましても厳しい状況が続くものと見込まれます。当社は、多種多様な車両の在庫を取り揃えておりますが、新車の登録数の減少やメーカーの在庫調整による中古車市場全体の車両の取扱量が逓減した場合には、良質な中古車両を確保することが難しくなり、販売機会を損なうおそれがあります。このような状況に対応していくために、レンタル・リース事業に注力し、レンタアップ・リースアップ車両を数多く中古車市場へ送り出して販売機会の増加を図ってまいります。

また、国内の人口減少による物流業界の縮小も考えられます。人口減少による労働力不足は貨物輸送量の減少に繋がり、当社の事業用車両の販売事業や子会社の運送関連事業にも大きな影響を与えます。しかし、日本の市場の縮小が進むいっぽうで、海外の市場にはまだまだビジネスチャンスがあると考えております。新たに子会社化いたしましたSUN AUTO株式会社の持つ東南アジアの販売網と当社の強みである輸出用車両の仕入れをプラスすることで、シナジーを発揮することが期待でき、各国の規制や商習慣に対応するノウハウなどを得ることが可能となりました。今後は、従来の国内市場に加え、東南アジアを中心とした海外への輸出に関しても力を入れていく方針であります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資は商用車関連事業264,995千円、運送関連事業102,638千円、総額は367,634千円の設備投資を実施いたしました。

(4) 資金調達の状況

該当する事項はございません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当する事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当する事項はありません。

(9) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第29期 (2018年度)	第30期 (2019年度)	第31期 (2020年度)	第32期 (当連結会計年度) (2021年度)
売上高 (千円)	4,239,810	4,598,400	4,740,115	5,997,535
経常利益 (千円)	61,877	51,178	45,984	98,684
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	44,181	43,513	23,239	69,337
1株当たり当期純利益	18円42銭	18円14銭	9円69銭	28円90銭
総資産 (千円)	3,393,418	3,302,014	4,540,424	4,712,811
純資産 (千円)	653,633	685,807	695,630	754,195

②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第29期 (2018年度)	第30期 (2019年度)	第31期 (2020年度)	第32期 (当期) (2021年度)
売上高 (千円)	3,591,564	3,927,842	4,042,311	4,605,549
経常利益 (千円)	56,407	10,808	62,198	68,028
当期純利益 (千円)	38,371	72,825	47,217	46,003
1株当たり当期純利益	16円00銭	30円36銭	19円68銭	19円18銭
総資産 (千円)	3,031,560	3,007,339	4,009,404	4,136,566
純資産 (千円)	569,931	630,985	666,359	699,972

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当する事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株 式 会 社 T . L . G	29,500 千円	100.0 %	運送関連事業
丸 進 運 油 株 式 会 社	10,000 千円	100.0 %	運送関連事業
S U N A U T O 株 式 会 社	20,000 千円	100.0 %	商用車関連事業

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当する事項はありません。

(11) 主要な事業内容

当社グループは、当社、子会社3社で構成され、商用車関連事業と運送関連事業を展開しております。

①商用車関連事業

商用車関連事業として、事業用車両を全国のディーラーや業者・ユーザーに販売いたしております。当社の提供いたします車両は自社工場で点検・整備を行い、またお客様の希望に合わせた仕様に変更することもできるのが特徴であります。主な商品といたしましては、トラック、ダンプ、特殊車両（コンクリートミキサー車、冷凍車、タンク車、車載車、高所作業車等）であります。また、SUN AUTO株式会社は東南アジアを中心とした輸出販売を行っております。

レンタル・リース事業は、主に冷蔵冷凍車を中心としたラインナップでその他の車種としてウイング車、車載車、塵芥車、アームロール車等を取り揃えております。また、中長期で使用するお客様のニーズに応えるため、車両のリースも行っております。

自動車整備事業は、あらゆる車両に対応することのできる自社工場を活かし、販売車両のアフターフォローの他、一般のお客様に対しても、点検・整備・修理等のサービスを提供しております。

②運送関連事業

子会社である株式会社T.L.Gと丸進運油株式会社において、運送関連事業を行っております。株式会社T.L.Gでは一般貨物輸送、丸進運油株式会社では燃料を中心に輸送を請け負っております。

(12) 事業所

①当社の事業所

本 社	山口県下松市生野屋南3-3-40
東 京 支 店	東京都港区港南2-11-1-4F
千 葉 営 業 所	千葉県四街道市上野251-1
名 古 屋 支 店	愛知県津島市金柳町字観音堂32
岡 山 支 店	岡山県岡山市南区妹尾4167-1
山 口 支 店	山口県下松市生野屋南3-3-40
福 岡 支 店	福岡県糟屋郡新宮町上府北3-10-7
沖 縄 営 業 所	沖縄県宜野湾市真志喜2-1-2-203

②子会社の事業所

株 式 会 社 T . L . G	
本 社	山口県下松市生野屋南3-3-5
周 南 営 業 所	山口県下松市生野屋南3-3-5
山 口 営 業 所	山口県山口市大内矢田北6-2-27
丸進運油株式会社	
本 社	広島県広島市南区月見町1993-9
水 島 営 業 所	岡山県倉敷市南畝3-9-7
周 南 営 業 所	山口県下松市生野屋南3-5-18
SUN AUTO株式会社	
本 社	福岡県北九州市門司区新門司北11-3

(13) 使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
120名	12名増

(14) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
(株) 広 島 銀 行	910,000 千円
(株) 西 京 銀 行	510,000
(株) 伊 予 銀 行	300,000
(株) 山 口 銀 行	200,000

(注) 2021年12月31日現在の借入額が、2億円以上の金融機関を記載しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 10,208,000株
 (2) 発行済株式の総数 2,552,000株
 (3) 株主数 1,108名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
小 川 雄 也	466,100株	19.4%
小 川 真 也	371,800株	15.5%
ル コ ン テ 小 川 珠 里	358,500株	14.9%
小 川 サ ト ノ	200,000株	8.3%
高 谷 正 一	169,800株	7.1%
桜 井 誠	96,400株	4.0%
株 式 会 社 TRUCK-ONE 役 員 持 株 会	60,000株	2.5%
株 式 会 社 西 京 銀 行	56,800株	2.4%
福 松 博 史	29,900株	1.3%
末 松 國 彦	24,300株	1.0%

- (注) 1. 当社は自己株式を153,100株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当する事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当する事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当する事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	小 川 雄 也	
常 務 取 締 役	中 山 雅 彦	営業本部長 西日本統括部長
取 締 役	眞 崎 高 利	管理本部長
取 締 役	小 川 サトノ	
取 締 役	桜 井 誠	企画営業室長
取 締 役	小 川 真 也	営業副本部長 東日本統括部長 東京支店長
取 (監 査 等 委 員)	内 田 建 和	
取 (監 査 等 委 員)	廣 瀬 隆 明	廣瀬公認会計士事務所所長 北九州ベンチャーキャピタル(株)代表取締役社長 (株)ナフコ社外取締役 日創プロニティ(株)社外監査役 (株)プラッツ社外取締役(監査等委員) (株)フォーシーズHD社外監査役
取 (監 査 等 委 員)	武 田 京 子	武田法律事務所所長

(注) 1. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。

- ① 2021年3月19日開催の第31期定時株主総会におきまして、武田京子氏は新たに取締役（監査等委員）に選任され就任いたしました。
 - ② 同定時株主総会終結の時をもって、藤井宏紀氏は取締役（監査等委員）を任期満了により退任いたしました。
2. 廣瀬隆明氏及び武田京子氏は、社外取締役であり、福岡証券取引所に独立役員として届け出ております。
 3. 当社は、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しており、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の取締役（監査等委員）を選定しておりません。
 4. 取締役（監査等委員） 廣瀬隆明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 取締役（監査等委員） 武田京子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び当社子会社の取締役、監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反であることを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないこととしております。

(4) 取締役の報酬等

①当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	62,400 (－)	62,400 (－)	－ (－)	－ (－)	6 (－)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	6,450 (3,450)	6,450 (3,450)	－ (－)	－ (－)	4 (3)
合 計 （うち社外役員）	68,850 (3,450)	68,850 (3,450)	－ (－)	－ (－)	10 (3)

(注) 上記には2021年3月19日開催の第31期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員)1名を含んでおります。

② 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針等に係る事項

a. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2017年3月24日開催の第27期定時株主総会決議において、役員報酬の限度額は取締役（監査等委員を除く）について月額29,000千円（決議により対象となる役員の員数6名）、取締役（監査等委員）について月額1,000千円（同総会終結時点で対象となる取締役の員数3名）と決議いただいております。

b. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社役員の報酬等については、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、株主総会で決議された限度額の範囲内で、役位、職責、在籍年数に応じ他社水準、当社の業績、従業員給与水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

業務執行取締役の報酬については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ決定しております。

報酬等の額は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬については取締役会において決定し、監査等委員である取締役の報酬については監査等委員である取締役の協議により決定することとしております。

c. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬については取締役会において代表取締役社長小川雄也氏に一任することを決定しております。委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ、各取締役の業務について評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

取締役（監査等委員）の報酬については監査等委員である取締役の協議により決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役（監査等委員）廣瀬隆明氏は、廣瀬公認会計士事務所の所長、北九州ベンチャーキャピタル株式会社の代表取締役社長、株式会社ナフコ及び株式会社プラッツの社外取締役（監査等委員）、日創プロニティ株式会社及び株式会社フォーシーズHDの社外監査役を兼務しております。なお、当社は、各法人等との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）武田京子氏は、武田法律事務所の所長を兼務しております。なお、当社は、武田法律事務所との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	廣 瀬 隆 明	当事業年度において開催された取締役会には、12回全て、監査等委員会には、12回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	武 田 京 子	第31期定時株主総会以降に開催された取締役会には、10回全て、監査等委員会には、10回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 A C アーネスト監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当する事項はございません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があり、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障がある場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(6) 会計監査人の辞任または解任

該当する事項はございません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の経営理念に基づく「経営方針」により取締役及び使用人の法令、定款、その他の社内規定及び社会規範等を遵守した行動規準を定める。内部監査を定期的を実施し、取締役及び各業務部門の職務執行としての企業活動が法令、定款、その他の社内規定等に適合することを確保する体制とする。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存、管理に関しては、法令及び「文書管理規定」等関連する社内規定に従い、文書または電磁的媒体に記録し適切に保存して管理する。取締役は、これらの文書等を必要に応じて閲覧できるものとする。

③損失の危険の管理に関する規定その他の体制

代表取締役及び各部門担当取締役は「組織規定」「職務権限規定」「インサイダー取引防止規定」「株式取扱規定」「内部情報管理規定」「経理規定」「購買管理規定」「生産管理規定」「販売管理規定」「内部監査規定」等に基づき部門ごとのリスクを体系的に管理する。

全社的なリスクを総括的に管理する部署を管理部門とし、各業務部門は関連規定に基づいて担当する業務に係るリスクを管理する。

④取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、取締役会規定に定めている付議基準に該当する事項はすべて取締役会に付議することを遵守し、重要事項の決定を行う。

⑤監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びにその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、合理的な範囲で設置する。なお、指名された使用人の独立性を確保するため、当該使用人への指揮権は監査等委員会に移譲されたものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令は受けないものとする。

⑥監査等委員会等への報告体制

当社及びグループ各社の取締役、使用人は、各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合、直ちに、各社の監査等委員会及び監査役に報告する。

⑦その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議・委員会に出席するとともに、稟議書その他の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める。

また、内部監査担当者及び会計監査人と意見交換を行い、効率的な監査を実施する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、「内部統制システム構築に関する基本方針」を定め、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備し、その運用状況を監査等委員会及び内部監査担当者が連携し、社内の各業務が経営方針や社内規定・会計方針に準拠して行われているか、効率的に行われているか、法令遵守しているかといった観点から統制を検証する体制としております。

リスク管理につきましては、管理部門が顧問弁護士と連携して、違法行為等の不正行為の防止を図っております。また、重要事項については取締役会及び経営会議に報告・審議され、リスクコントロールを図っております。

監査等委員会は、監査活動を通じて、代表取締役及びその他の業務執行取締役の職務の執行状況を確認、検証するとともに企業及び企業集団として健全で持続的な成長に資する企業統治体制の確立に努めております。

7. 剰余金の配当の方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化及び業容の更なる拡大のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としており、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会を、それぞれの配当決定機関としております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、継続的な安定配当の基本方針のもと、1株当たり5円（うち中間配当2円50銭）としております。

内部留保資金の用途につきましては、今後の事業展開の備えとして投入していくこととしております。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,882,686	流 動 負 債	2,940,936
現 金 及 び 預 金	570,631	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	956,411
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	280,028	短 期 借 入 金	1,600,000
商 品 及 び 製 品	1,963,872	1年内返済予定の長期借入金	2,688
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	9,170	リ ー ス 債 務	55,921
そ の 他	60,431	未 払 金	196,506
貸 倒 引 当 金	△1,448	未 払 法 人 税 等	21,291
固 定 資 産	1,830,125	賞 与 引 当 金	1,043
有 形 固 定 資 産	1,669,902	そ の 他	107,073
賃 貸 用 資 産	267,232	固 定 負 債	1,017,680
建 物 及 び 構 築 物	80,775	社 債	250,000
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	351,844	長 期 借 入 金	603,952
土 地	961,744	リ ー ス 債 務	93,759
建 設 仮 勘 定	811	繰 延 税 金 負 債	28,905
そ の 他	7,492	退 職 給 付 に 係 る 負 債	40,763
無 形 固 定 資 産	51,686	そ の 他	300
の れ ん	47,927	負 債 合 計	3,958,616
そ の 他	3,758	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	108,537	株 主 資 本	756,008
投 資 有 価 証 券	28,542	資 本 金	97,725
敷 金 及 び 保 証 金	23,196	資 本 剰 余 金	44,955
繰 延 税 金 資 産	20,462	利 益 剰 余 金	627,808
そ の 他	36,336	自 己 株 式	△14,481
資 産 合 計	4,712,811	その他の包括利益累計額	△1,813
		その他有価証券評価差額金	△1,813
		純 資 産 合 計	754,195
		負 債 純 資 産 合 計	4,712,811

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

連 結 損 益 計 算 書

(2021年 1 月 1 日から)
(2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
高 上 売 価		5,997,535
原 上 売 価		5,289,617
総 利 益		707,918
一 般 管 理 費		622,206
業 利 益		85,712
外 収 益		
受 取 利 息	1,105	
受 取 配 当 金	925	
受 取 保 険 金	3,027	
保 険 解 約 返 戻 金	788	
補 助 金 収 入	8,663	
鉄 板 売 却 益	575	
そ の 他	8,598	23,684
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10,304	
そ の 他	408	10,712
経 常 利 益		98,684
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		98,684
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	29,722	
法 人 税 等 調 整 額	△376	29,346
当 期 純 利 益		69,337
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		69,337

連結株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	97,725	44,955	570,465	△14,481	698,664
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△11,994		△11,994
親会社株主に帰属する当期純利益			69,337		69,337
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	57,343	－	57,343
当 期 末 残 高	97,725	44,955	627,808	△14,481	756,008

	その他の包括利益累計額		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	△3,033	△3,033	695,630
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△11,994
親会社株主に帰属する当期純利益			69,337
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,220	1,220	1,220
当 期 変 動 額 合 計	1,220	1,220	58,564
当 期 末 残 高	△1,813	△1,813	754,195

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,334,523	流 動 負 債	2,676,560
現 金 及 び 預 金	371,783	買 掛 金	899,355
売 掛 金	112,401	短 期 借 入 金	1,500,000
商 品	1,827,296	リ ー ス 債 務	441
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	6,123	未 払 金	168,538
前 払 費 用	11,157	未 払 法 人 税 等	19,165
そ の 他	5,780	前 受 金	52,884
貸 倒 引 当 金	△17	そ の 他	36,174
固 定 資 産	1,802,042	固 定 負 債	760,033
有 形 固 定 資 産	1,174,351	社 債	250,000
賃 貸 用 資 産	455,834	長 期 借 入 金	510,000
建 物	53,708	リ ー ス 債 務	33
構 築 物	11,072	負 債 合 計	3,436,594
機 械 及 び 装 置	4,830	純 資 産 の 部	
車 両 運 搬 具	16,611	株 主 資 本	701,642
工 具 、 器 具 及 び 備 品	5,362	資 本 金	97,725
土 地	626,218	資 本 剰 余 金	44,955
建 設 仮 勘 定	713	資 本 準 備 金	42,125
無 形 固 定 資 産	3,353	そ の 他 資 本 剰 余 金	2,830
ソ フ ト ウ エ ア	2,470	利 益 剰 余 金	573,443
電 話 加 入 権	883	利 益 準 備 金	1,300
投資その他の資産	624,336	そ の 他 利 益 剰 余 金	572,143
投 資 有 価 証 券	14,428	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	196
関 係 会 社 株 式	555,100	別 途 積 立 金	85,373
出 資 金	10	繰 越 利 益 剰 余 金	486,573
敷 金 及 び 保 証 金	21,896	自 己 株 式	△14,481
繰 延 税 金 資 産	7,932	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△1,670
そ の 他	24,970	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△1,670
資 産 合 計	4,136,566	純 資 産 合 計	699,972
		負 債 純 資 産 合 計	4,136,566

損 益 計 算 書

(2021年 1 月 1 日から)
(2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	4,605,549
売上原価	4,084,016
売上総利益	521,532
販売費及び一般管理費	469,653
営業利益	51,879
営業外収益	
受取利息	70
受取配当金	427
受取手数料	8,400
受取保険金	2,694
受取家賃	4,150
保険解約返戻金	660
補助金収入	795
その他の	6,301
営業外費用	
支払利息	7,346
その他の	5
経常利益	68,028
税引前当期純利益	68,028
法人税、住民税及び事業税	23,046
法人税等調整額	△1,021
当期純利益	46,003

招集、ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	97,725	42,125	2,830	44,955
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
固定資産圧縮積立金の取崩				
当 期 純 利 益				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－
当 期 末 残 高	97,725	42,125	2,830	44,955

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合計
		固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	1,300	295	85,373	452,465	539,433
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当				△11,994	△11,994
固定資産圧縮積立金の取崩		△98		98	－
当 期 純 利 益				46,003	46,003
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	△98	－	34,107	34,009
当 期 末 残 高	1,300	196	85,373	486,573	573,443

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	△14,481	667,633	△1,273	△1,273	666,359
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△11,994			△11,994
固定資産圧縮積立金の取崩		－			－
当 期 純 利 益		46,003			46,003
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△396	△396	△396
当 期 変 動 額 合 計	－	34,009	△396	△396	33,612
当 期 末 残 高	△14,481	701,642	△1,670	△1,670	699,972

招集
ご通知

事業
報告

連結
計算書類

計算
書類

監査
報告書

株主
総会
参考書類

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月12日

株式会社 T R U C K - O N E

取締役会 御中

A C アーネスト監査法人

岡山県岡山市

代 表 社 員 公認会計士 和田 治郎
業務執行社員

代 表 社 員 公認会計士 大森 浩二
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 T R U C K - O N E の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 T R U C K - O N E 及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年2月12日

株式会社 T R U C K - O N E

取締役会 御中

A C アーネスト監査法人

岡山県岡山市

代 表 社 員 公認会計士 和田 治郎
業務執行社員

代 表 社 員 公認会計士 大森 浩二
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 T R U C K - O N E の2021年1月1日から2021年12月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第32期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＡＣアーネスト監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ＡＣアーネスト監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月14日

株式会社ＴＲＵＣＫ－ＯＮＥ 監査等委員会

監査等委員 内田 建 和 ㊞

監査等委員 廣瀬 隆 明 ㊞

監査等委員 武 田 京 子 ㊞

(注) 監査等委員廣瀬隆明及び武田京子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金2円50銭 総額5,997,250円

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年3月22日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示）</u>	（削 除）
第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしながら、インターネットを利用する方法で開示することができる。	（削 除）

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(電子提供措置等)</u>
	<u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u> <u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u>
附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 第27期定時株主総会終結前の監査役（監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第33条の定めるところによる。	附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) <u>第1条</u> 第27期定時株主総会終結前の監査役（監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第33条の定めるところによる。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u>
(新 設)	第2条 現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の削除及び変更案第14条（電子提供措置等）の新設は、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示）は、施行日から9か月を経過する日まで効力を有するものとする。 3. 本条の規定は、施行日から9か月を経過した日後、これを削除する。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

第3号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）6名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役（監査等委員である者を除く。）全員（6名）は任期満了となりますので、取締役（監査等委員である者を除く。）6名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役（監査等委員である者を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
1	お がわ ゆう や 小 川 雄 也 (1976年1月4日) 再任	1996年4月 2000年10月 2004年4月 2008年12月 2009年3月 2013年1月 2013年3月	山口日野自動車(株)入社 (株)オガワ自販（現 (株)TRUCK-ONE）入社 関東車両センター 営業担当 東日本統括部長就任 執行役員 東日本統括部長兼東京支店長就任 執行役員 西日本統括部長就任 代表取締役社長就任（現任）	466,100株
2	なか やま まさ ひこ 中 山 雅 彦 (1958年10月1日) 再任	1983年7月 2006年4月 2010年4月 2011年10月 2012年3月 2016年10月	菱重コールドチェーン(株)入社 中四国ブロック長就任 関西販売部長就任 当社入社 営業本部長就任（現任） 常務取締役就任（現任） 西日本統括部長就任（現任）	12,000株
3	ま さき たか とし 眞 崎 高 利 (1963年12月16日) 再任	1986年4月 2016年4月 2017年4月 2018年1月 2018年3月	山口相互銀行（現 (株)西京銀行）入行 コンプライアンス統括室室長就任 当社へ出向 管理部長委嘱 当社入社 管理本部長就任（現任） 取締役就任（現任）	5,000株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
4	お 小 川 さ と の (1955年1月10日) 再任	1973年 3 月 1974年 8 月 1988年10月 1990年 1 月 1994年12月	いちや家具店入社 ロッテ商事入社 オガワ自販開業 (有)オガワ自販 (現 (株)TRUCK-ONE) 設立 (株)オガワ自販 (現 (株)TRUCK-ONE) 取締役 就任 (現任)	200,000株
5	さくら い ま こ と 桜 井 誠 (1967年2月13日) 再任	1990年 4 月 2003年 4 月 2004年10月 2008年12月 2011年 1 月 2011年 3 月	住商機電貿易(株)入社 当社入社 当社取締役就任 当社取締役退任 企画営業室長就任 (現任) 取締役就任 (現任)	96,400株
6	お 小 川 し ん や (1978年12月8日) 再任	1997年 4 月 2007年 2 月 2008年12月 2009年 3 月 2013年 1 月 2013年 3 月	(株)オガワ自販 (現 (株)TRUCK-ONE) 入社 岡山支店 営業担当 西日本統括部長就任 執行役員 西日本統括部長就任 執行役員 東日本統括部長兼東京支店長就任 取締役 営業副本部長兼東日本統括部長兼東 京支店長就任 (現任)	371,800株

(注) 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

以 上

招集
ご通知

事業
報告

連結
計算書類

計算
書類

監査
報告書

株主
総会参考書類

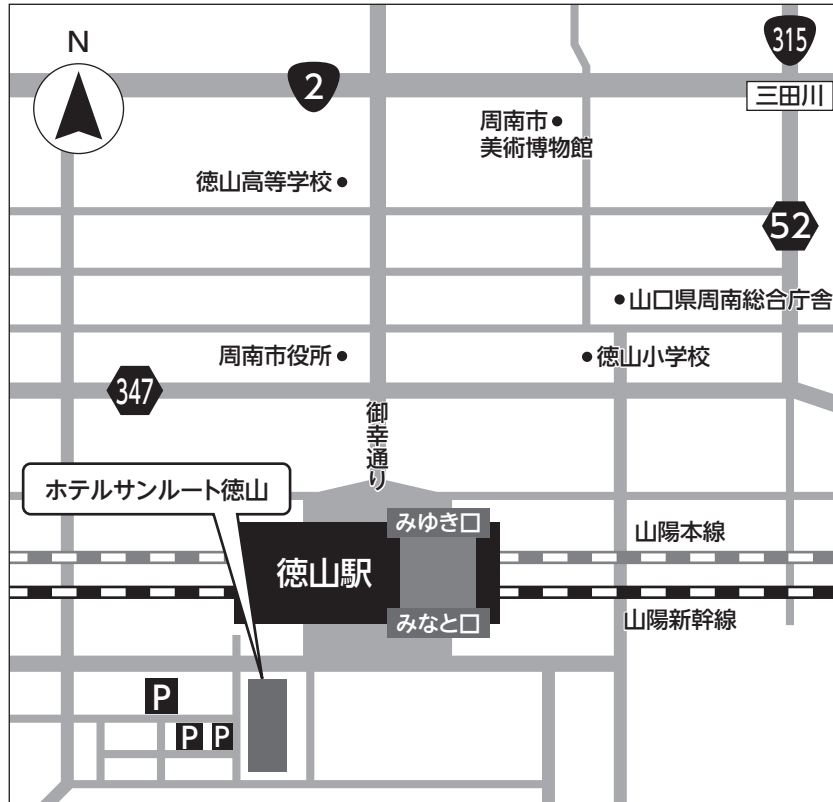
株主総会会場ご案内図

会 場

ホテルサンルート徳山 別館3階 銀河の間
山口県周南市築港町8-33 TEL 0834-32-2611

交 通

J	R	J R
		山陽本線「徳山駅」下車徒歩2分
自	動	山陽自動車道「徳山東IC」から車10分
車		山陽自動車道「徳山西IC」から車25分



なお、駐車場の数に限りがございますので、なるべく公共交通機関にてご来場いただきますようお願い申し上げます。



地球環境に配慮した
植物油インキを使用しています。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。